

生駒市交通安全用品貸出要綱

生駒市交通安全用品貸出要綱を次のように定める。

生駒市交通安全用品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、良好な交通環境を確保し、もって市民の安全で快適な生活環境の保持に資するため、市長が、交通安全用品（以下「用品」という。）の貸出しを受けようとする団体に対し、予算の範囲内において用品を無償で貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 用品の貸出対象者は、自治会又は市長が特に認めた団体とする。

(用品)

第3条 用品は、次に掲げるものとする。

- (1) 電柱幕
- (2) 横断旗
- (3) 横断旗保管ケース

(貸出申請)

第4条 用品の貸出しを受けようとする団体は、交通安全用品貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸出)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、用品の貸出しを行うものとする。

(目的外使用の禁止)

第6条 前条の規定により用品の貸出しを受けた団体は、用品を第1条に規定する目的以外に使用してはならない。

(貸出の取消し等)

第7条 市長は、用品の貸出しを受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの決定を取り消し、貸し出した用品を返却させることができる。

- (1) 第4条に規定する申請に虚偽があると認めるとき。

(2) 前条に規定する目的外の使用があると認めるとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

(貸出の上限)

第8条 市長が同一年度内において同一団体に対し、貸し出す用品の貸出数の上限は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 電柱幕 3枚

(2) 横断旗 10本

(3) 横断旗保管ケース 2ケース

(用品の管理)

第9条 用品の貸出しを受けた団体は、用品について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。